令和８年度　　第７回山北町農業委員会総会　　会議録					
召集年月日	令和８年１０月２７日（火）				
召集場所	山北町役場４０２会議室				
開・閉会日時	開会	令和８年１０月２７日　午後１時３０分			
	閉会	令和８年１０月２７日　午後２時３０分			
応（不応）招委員及び出席並びに欠席委員 出席　11名 欠席　0名 （凡例） ○　出席を示す △　欠席を示す ×　不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	磯崎　加代子	○		
	2番	瀬戸　雅弘	○		
	3番	瀬戸　由紀子	○		
	4番	細谷　晋之	○		
	5番	室伏　正裕	○		
	6番	田渕　康男	○		
	推進委員 山北地区	磯崎　淳	○		
	推進委員 向原地区	髙杉　丈二	○		
	推進委員 岸地区	石田　文也	○		
	推進委員 共和地区	和田　一良	○		
	推進委員 清水地区	池田　和則	○		
会議録署名委員	1番	磯崎　加代子	2番	瀬戸　雅弘	
出席した事務局	和田	事務局員	中村、山﨑		
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山 北 町 農 業 委 員 会 第 7 回 総 会 会 議 録

令和８年１０月２７日

１　開会

２　議事録署名人

３　議案

議長　：　本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員６名中６名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それでは議案について事務局から説明願います。

事務局　：　議案 23 号を説明します。申請地は[redacted]で合計面積 [redacted] になります。譲渡人は[redacted]で譲受人は[redacted]になります。[redacted]をしております。次ページの許可を受けようとする土地の所在等の対価については[redacted]になっています。この金額について譲渡人の[redacted]、申請者の[redacted]と[redacted]の共有地になっています。管理が難しくなったために[redacted]に管理を任せたいということで[redacted]になっています。[redacted]はもともと[redacted]に住んでいましたが、現在は[redacted]住んでいます。４ページに譲受人の自己所有地は [redacted] になります。借りている農地はありません。対象地では元々ある、みかんと栗を育てます。農業経験年数は 50 年となっており、対象地では１人で農業従事するとのことです。また従事日数も 150 日以上となっています。また管理も従来とおり行い、地域の活動にも積極的に参加するとのことです。10 ページから 11 ページまでが位置図になります。12～14 ページが全部事項証明書になります。15 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は磯崎推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長　：　現地を確認した磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員　：　みかんや栗が植わっており、農業を従事しようとする意志もありましたので申し分ないと感じました。

議長　：　何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。（全員挙手）よって議案第23号は承認されました。続きまして議案第24号について説明願います。

事務局　：　議案 24 号になります。申請地は[redacted]で面積は [redacted] になります。譲渡人は[redacted]になります。譲受人の[redacted]の [redacted]）をしております。次ページには許可を受けようとする土地の所在等の対価は [redacted] となっています。こちらは隣地の宅地と農地を合わせた金額になっています。対象地では記載してあるとおり、ゆずを育てる予定となっています。こちらは全所有者が育てていたゆずを引き取る形になっています。移転完了後に軽トラや草刈機等を導入予定になっております。農業経験は１人で農業従事するとのことです。また従事日数も 150 日となっています。周辺地域の決め事は遵守し、地域の活動には積極的に参加するとのことです。28、29 ページが位置図になります。30 ページは全部事項証明書になります。31 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は和田推進委員に現地確認していただいた時のも

のになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長　：　現地を確認した和田推進委員から何かありますか。

和田推進委員　：　農地には元々植わっているゆずがあり、草刈等をしていれば問題なさそうであり育てるには最適な場所であると思いました。

瀬戸委員　：　購入するのは農地と宅地となっているが、そこに住むのか。

事務局　：　宅地部分を購入するためそこに住みます。住むのは購入後になります。

磯崎職務代理　：　これからゆずを植えるということか。

事務局　：　現在植わっているゆずを引続き育てる形になります。

磯崎職務代理　：　承知した。共和地区はゆずを育てている農家は多いのか。

和田推進委員　：　庭に植えている人もいるため、多いと思う。

議長　：　何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。（全員挙手）よって議案第24号は承認されました。続きまして議案第25号について説明願います。

事務局　：　議案25号を説明します。こちらから５条申請案件になります。申請地は[redacted]になります。貸付人は[redacted]で貸受人は[redacted]になります。この案件は令和３年に申請したものになります。こちら許可期間の５年が過ぎましたが、まだ工事が続いているため再度申請ものになります。そのため当初の申請から内容に変更はありません。工期は令和８年11月から令和10年９月30日までとなります。資金について自己資金により、雨水等は自然浸透で処理する計画になっております。次ページは計画平面図や造成断面図になります。37、38ページは位置図になります。39ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は髙杉推進委員に現地確認していただいた時のものになります。また先ほど配ったものが全部事項証明書になります。簡単ではございますが、説明を終わります。

議長　：　現地を確認した髙杉推進委員から何かありますか。

髙杉推進委員　：　場所が[redacted]工事場所であるため、引続き案件であるため特に問題はないと思います。

議長　：　何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。（全員挙手）よって議案第25号は承認されました。

４　その他

事務局　：　[redacted]

議長　：　次回総会の日程を決定したいと思います。次回は11月25日13時30分の開催でよろしいでしょうか。

全員　：　異議なし。

議長　：　では次回総会は、25日でよろしくお願いします。

５　閉会

議長　　：　これで山北町農業委員会総会を閉会します。（１４：３０）